

幼保連携型認定こども園浜岡幼保園 平成30年度 教育及び保育の内容に関する全体的な計画

事業の目的	全ての子どもに認定こども園法に基づいて、乳児及び幼児の教育及び保育事業を行うこと				子どもの教育及び保育目標 (学年の重点事項) (保育目標・保育の内容ともに年間指導計画の基礎事項・年間指導計画・行事のねらいは別紙)	0歳児	生理的欲求を満たし生活リズムをつかむ	
教育・保育理念 (事業運営方針)	「ふれあう手と手 よりあう心」人はみな一人では生きていけないものです。浜岡幼保園は、子ども達が一人の人格として尊重され現在(いま)を最も良く生きるために幼保園と保護者、地域社会全体が共に手を取り合い、安全で安心できる環境をつくり、子どもの最善の利益を考え、創意工夫を図った教育・保育を行います。					1歳児	行動範囲が広がり探索活動を盛んにする	
教育・保育方針	・子どもの最善の利益を考え、乳幼児期にふさわしい生活をつくりあげる教育・保育。 ・子どもが健康、安全で過ごせる環境をつくり、子どもの心を受け止め、様々な活動や体験を通して、豊かな心、意欲、主体性が育つよう援助する。 ・子育て支援 ・小学校との連携					2歳児(満3歳児)	象徴機能や想像力を広げながら、集団活動に参加する。	
教育・保育目標	明るく、元気で、豊かな子ども					3歳児	身近な仲間や自然等の環境と積極的にいかかわり、意欲を持って活動する	
						4歳児	信頼感を深め、仲間と共に感情豊かな表現をする	
					5歳児	集団生活の中で自立的・意欲的に活動し、体験を積み重ねる		
●1号認定:基本保育時間→8:00～14:30 *一時預り7:00～8:00 14:30～20:00 ●2・3号認定:基本保育時間→7:00(8:00)～18:00(16:30) *延長保育時間→18:00～20:00					主な行事 (日常の節目としての行事設定) ●入園・進級式 ●誕生会 ●健康診断 ●子どもの日の集い ●保育参観 ●保育参加 ●運動会 ●プール開き ●夏祭り ●親子遠足 ●たなばたの集い ●節分の集い ●秋の遠足 ●表現会 ●クリスマス会 ●餅つき会 ●お店屋さんごっこ ●作品展 ●ひな祭り誕生会 ●給食試食会 ●お別れ会 ●卒園式			
教育・保育要領上の教育及び保育の基本及び目標	発達過程とクラスの相関性	保育5領域との整合性	家庭との連携	小学校への接続・連携	地域の実態に対応した保育事業と行事への参加 (社会貢献)			
目標は生活を通して、生きる力を育成するように認定こども園法第9条に規定する教育及び保育の目標の達成に努める。	幼保連携型認定こども園を鑑み、教育・保育要領に基づいた年間指導計画を作成する。	教育・保育要領の第2章のねらい及び内容並びに配慮事項を鑑み、各領域が示す目的に沿って教育及び保育がなされるようにする。その際総則を前提とした配慮を行う。	園児の生活全体を豊かにするために家庭との連携を密に図る。健康調査票等による状況把握、入園のしおり・おたより・HP等による園の情報提供にて情報を共有する。	小学校教育への円滑な接続に向けて園児と児童の交流、こども園職員と教師の意見交換の機会を図る。	長時間保育体制により、乳児保育を含んだ3歳未満児の受入推進と延長保育・休日保育のニーズへの対応をする。また、施設の慰問・敬老会等の地域の行事に参加する。			
特に配慮すべき事項								
健康支援		環境、衛生・安全管理		食育の推進		子育ての支援		
●健康及び発育発達状態の定期的、継続的な把握 ●年2回の嘱託医による健康診断(内科・歯科) ●登園時及び保育中の状態観察、また異常が認められたときの適切な対応 ●年間保健指導計画(年齢別参照) ●年1回職員健康診断及び毎月の検便(栄養士・調理員・調乳担当者)		●施設内外の設備、用具等の清掃及び消毒・安全管理・自主点検 ●子ども及び職員の清潔保持 ●感染予防への対応と保護者との情報共有 ●園庭遊具の年1回外部業者による点検及び園庭整備 ●毎月避難訓練(火災、地震、不審者、津波対応)の実施 ●消防署査察 ●消火訓練の実施 ●安全教育年間計画(月別参照) ●警察署の指導による安全教室の実施 ●被災時における対応と備蓄 ●年2回外部業者による消防設備点検		●栄養バランスを考えた自園給食の提供 ●全園児へ炊きたて米飯の提供 ●行事食の提供 ●菜園づくりの実施 ●クッキングの実施(2・3・4・5歳児教育及び祖父母参観)		●入園のしおりの配布 ●地域子育て支援的活動(育児相談等) ●保護者との連携協力 ●実習生及び中高学生保育体験の受入れ ●給食試食会等を通じた食育への理解 ●危機管理体制の揭示 ●その他緊急を要する情報の通知		
養護 (保育教諭が行う事項)	年齢	0歳児	1歳児	2歳児(満3歳児)	3歳児	4歳児	5歳児	
	生命の保持	●生理的欲求の充実を図る	●生活リズムの形成を促す	●適度な運動と休息の充足	●健康的生活習慣の形成	●運動と休息のバランスと調和を図る	●健康・安全への意識の向上	
	情緒の安定	●応答的な触れ合い ●情緒的な絆の形成	●温かなやりとりによる心の安定	●自我の育ちへの受容と共感	●主体性の育成	●自己肯定感の確立と他者の受容	●心身の調和と安定による自信を持つ	
ねらい及び内容(満3歳以上は、教育課程に係る1日4時間年39週を下らない学校教育+その他の教育及び保育)※教育課程は別紙参照								
※2歳児は、満3歳の誕生日を迎えた後は教育課程に係る教育時間を含む 教育及び保育 (子どもが環境にかかわって経験する事項)	領域	保育(教育及び保育(*教育・保育要領 第1章 総則 第2-4参照))		保育(教育及び保育(※参照))		教育及び保育(教育課程に係る教育時間含む)		幼保連携型認定こども園教育・保育要領(①心情②意欲③態度を意味する)
	健康	●身体機能の発達	●歩行の確立による行動範囲の拡大	●排泄の確立 ●運動・指先の機能の発達	●意欲的な活動 ●基本的生活習慣の確立	●健康への関心 ●体全体の協応運動	●健康増進とさらなる挑戦への意欲	① 明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。 ② 自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。 ③ 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。
	人間関係	●特定の大人との深いかわりによる愛着心の形成	●周囲の人への興味・関心の広がり	●自己主張の表出 ●友達とのかわりの増大	●道徳性の芽生えと平行遊びの充実	●仲間との深いつながり	●社会性の確立と自立心の育成	① 幼保連携型認定こども園の生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。 ② 身近な人と親しみ、かわりを深め、愛情や信頼感を持つ。 ③ 社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。
	環境	●身近な環境への興味を持つ	●好奇心を高める	●自然事象への積極的なかわり	●身近な環境への積極的なかわり	●社会事象への関心の高まり	●社会、自然事象へのさらなる関心と生活への取り入れ	① 身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心を持つ。 ② 身近な環境に自分からかわり、発見を楽しんだり、考えたり、それを生活に取り入れようとする。 ③ 身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、ものの性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。
	言葉	●喃語の育みと応答による言葉の芽生え	●言葉の獲得・話し始め	●言葉のやりとりの楽しさ	●言葉の美しさ、楽しさへの気付き ●生活の中での必要な言葉の理解と使用	●伝える力・聞く力の獲得	●文字や数字の獲得による遊びの発展	① 自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。 ② 人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。 ③ 日常生活に必要な言葉が分かるようになってともに、絵本や物語などに親しみ、保育教諭等や友達と心を通わせる。
	表現	●純粋な感情の表現	●いろいろな素材を楽しむ	●象徴機能の発達と、イメージの膨らみ	●自由な表現と豊かな感性の育ち	●豊かな感性による表現	●ダイナミックな表現 ●感動の共有	① いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性を持つ。 ② 感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。 ③ 生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。
教育及び保育の基本と目標(再掲)		基本(1)活動体験を十分に積み重ねる (2)養護による自己発揮を考慮し、乳幼児期にふさわしい生活の展開			(3)遊びを通じた指導を中心として5領域のねらいを達成 (4)園児一人一人の発達の課題に即した指導→保育教諭の計画的な環境構成 目標:認定こども園法第9条の目標達成に努める			
特色ある教育と保育		●幼幼小中一貫教育継続			●多元的知的能力を育む5歳児教育(体操、プール、サッカー、お茶会、英語活動・他) ●絵本、音楽、身体を通じた表現活動 ●卒園記念行事			
研修計画		●教育・保育要領対応の園外・園内研修			●講師を招いての園内研修 ●園外研修への計画的な参加(県外研修、乳児保育研修、地域子育て支援研修等含む)			
自己評価		●法人による適切な施設運営管理の評価 ●こども園の評価(全体の反省による計画・教育課程への反映)			●保育教諭等の評価(自己評価と子どもの評価の確立) ●自己チェックリストの実施と危機管理マニュアルの作成、習得 ●第三者評価の理解			